

(ews 編集発行人

パワーアライアンス税理士法人 税理士 若 杉 治

〒151-0073

東京都渋谷区笹塚3-37-1 第1花井ビル2F

TEL 03 (5365) 4744代) FAX 03 (5365) 4745 E-mail info@wakasugi.zei-mu.r

ひまわり

(文月) JULY

15日・海の日

| | 一月一 | 一火一 | 一水一 | 一木一 | 金一 | - |
|----|-----|-----|-----|-----|----|-----------|
| • | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | <i>20</i> |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | <i>27</i> |
| 28 | 29 | 30 | 31 | ٠ | ٠ | ٠ |

ワンポイント 財産債務明細書

その年12月31日現在の財産、債務の種類・金 額等を記載した明細書。確定申告書の提出義務 者で各種所得の金額の合計額が2千万円を超え る場合に提出します。明細書に記載すべき財産 のうち、従来は額面金額とされていた公社債、 株式等の価額が、12月31日の時価(時価算定が 困難なときは取得価額)に見直されています。

7月の税務と労務

税/6月分源泉所得税の納付

7月10日

税/納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月 分)の納付 7月10日

税/所得税予定納税額の減額承認申請7月16日

税/所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日

税/5月決算法人の確定申告(法人税・消費税 等)、11月決算法人の中間申告 7月31日

税/8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) 7月31日

地方税/固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日

務/社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日

務/労働保険料(概算・確定)申告書の提出・(全 期・1期分)の納付 7月10日

務/障害者·高齢者雇用状況報告 7月16日

務/労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日

法

ろ あ す る法 るの 人 影響等 メ、メリースを法・ 成 で、 りと 経 性営の安定ない、税負担の ずを総合: 仏人に移 は、 ットとデ 個 的化の 行 人 や単較リ する で 判 ノット ること 断する 9 7

継ちがでい

る

要があ

ŋ

ź

す。

税率構造

の違

3

(1) 出張手当

あ手 仕消て距て 人事業では自分が自分にも所得税が非課税ですがしかも受け取った社員 ておけば、会社の専理離に応じた出張 ŋ 当を支払うとい 費税法上の課税仕入とし 出会 入税額控除 りませ 張 社 成規定を作る では、 も適用されます。 田張手当を決れれ業規則におれ 費用となり、 う考え方 分に出 るえ方が のに出張 が、個 7 めやい

(2) 慰安旅行

体泊 の五法 人数の五日以内、五日以内、五日以内、 合、 Ŧi. 旅行参 旅 行 上加期 る者が 滑がが 者間 全 四

(4)

配

造 慮 し た た た

比較してみると、図た所得税と法人税の成二十五年度税制改

の改

る表1の 説正を考

図

し平

2

シート 法人成りのメリット・

IJ

ようになります。

と択十ト

を考えると後

K

違

11

八百〇

間法

がり

なの ない から な 選 を り

人成

法人成り、社長?

分に

を 図

掲

で、 1

ح

れメ

に検討して、これがましたの

表2にメ

リッ

デ

(3) はと居 り用 事 13 業 事

払えば、 として社長に貸 をして社長に貸 をしてが賃借し、こ するこ 法取費は個 ことがで になりませんど来の用に供して事業の場合、点 差額は会社の が異なり の半分(小規模に貸し付ければ きます。 ます。 が、 て 0 額 自 規模 費 い分 を模住 ば社 法なの 用 人い住

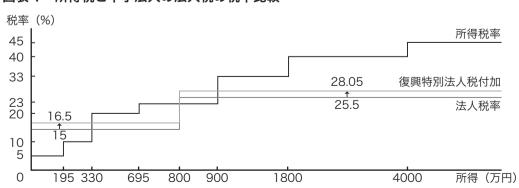
っ事す福定 にが、厚条 して い事 たとしても家事 です。 業の 力個生費 人事 を ってくれ 用とすることは 事業の場合にせば、 対関連費 合 8 定費とし は、 ら法 で、れまの 難

又は扶養控除を受けることがでも、配偶者控除又は扶養控いることができませんが、法人になると、一○三万が、法人になると、一○三万については、個人事業の場合、については、個人事業の場合、 偶者控除・ の家族 扶養控除 支払う給

図表 1 所得税と中小法人の法人税の税率比較

経営者

者



法 人成りが 有利 な 旦 体

役 員 社·

図表2 法人成りのメリット・デメリット

| 区分 | NO. | | 内 | 容 | | | | | |
|-------|--------------------|--|-----|--|--|--|--|--|--|
| | \odot | 税率構造の違いを利用して税負担を下げることができる。 ※個人事業者の所得が増えてくると、法人化した方が有利になってきます。所得税や法人税の算出過程は複雑で、報酬の取り方や会計処理の方法によっても違ってくるので、一概に損益分岐点を示せませんが、参考に税率表を下記に示しておきます。 | | | | | | | |
| | | ○所得税の税率 | | ○法人税の税率 | | | | | |
| | | 課税総所得金額 | 税率 | 資本金 1 億 資本金 1 億 所得金額 円以下の会 円超の会社 | | | | | |
| | | 195 万円以下の部分 | 5% | 社の税率の税率 | | | | | |
| | | 195 万円超 330 万円以下の部分 | 10% | 年所得 800 万円 15% | | | | | |
| | | 330 万円超 695 万円以下の部分 | 20% | 以下の部分 (16.5%) 25.5% | | | | | |
| × | | 695 万円超 900 万円以下の部分 | 23% | (28.05%) 年所得 800 万円 25.5% | | | | | |
| | | 900 万円超 1,800 万円以下の部分 | 33% | 超の部分 (28.05%) | | | | | |
| | | 1,800 万円超 | 40% | (注) 平成 24 年 4 月 1 日 ~ 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度につい | | | | | |
| ット | | 4,000 万円超(平成 27 年~) | 45% | ては、復興特別法人税が 10%付加され () 内の税率となります。 | | | | | |
| | 2 | | | | | | | | |
| | 3 | | | | | | | | |
| | 4 | 消費税が一定期間免除される。 | | | | | | | |
| | (5) | 経費にできる範囲が広くなる(退職金、生命保険料、福利厚生費等)。 | | | | | | | |
| | 6 | 事業承継に便利 (個人の死亡で廃業とならない)。 | | | | | | | |
| | 7 | 原則として有限責任となり、リスクが軽減される。 | | | | | | | |
| | 8 | 公開性が高まるため、社会的信用が増大する。 | | | | | | | |
| | 9 | 事業年度が 12 月決算以外も選択でき、繁忙期を避けることができる。 | | | | | | | |
| | 10 | 資金調達や補助金が受け易くなる。 | | | | | | | |
| | 11) | 経営者やその家族も社会保険に加入することができる。 | | | | | | | |
| | ② 減価償却が任意償却となっている。 | | | | | | | | |
| | 13 | 元入金処理がないため、貸付金又は借入金としてけじめのある経営ができる。 | | | | | | | |
| | 1 | 初期費用として、設立費用がかかる。 | | | | | | | |
| | 2 | 決算申告が個人と比べて複雑化するため記帳等のコストがかかる。 | | | | | | | |
| デメ | 3 | 従業員の社会保険料の負担が増える。 | | | | | | | |
| デメリット | 4 | 赤字でも税金(法人住民税均等割最低7万円)が発生する。 | | | | | | | |
| ŕ | 5 | 交際費について、事業用であっても金額に制限が設けられている他、一定割合が 損金不算入となる措置(平成 25 年 4 月 1 日~平成 26 年 3 月 31 日までの間に 開始する事業年度は特例あり)がある。 | | | | | | | |

相続財産が分割されていな いときの申告

1 相続財産が分割されていないときの申 告

相続税の申告と納税は、被相続人が死亡 したことを知った日の翌日から10か月以 内に、被相続人の死亡の時における住所が 日本国内にある場合は、被相続人の住所地 を所轄する税務署に行います。相続財産が 分割されていない場合であっても上記の期 限までにしなければなりません。そのため、 相続財産の分割協議が成立していないとき は、各相続人などが民法に規定する相続分 又は包括遺贈の割合に従って財産を取得し たものとして相続税の計算をし、申告と納 税を行います。

2 当初申告と実際に分割した財産の額が 異なるとき

民法に規定する相続分又は包括遺贈の割 合で申告した後に、相続財産の分割が行わ

野

球

場

の

I

ズン予約

料

係

る

消

れ、その分割に基づき計算した税額と申告 した税額とが異なるときは、実際に分割し た財産の額に基づいて修正申告又は更正の 請求をすることができます。

修正申告は、初めに申告した税額よりも 実際の分割に基づく税額が多い場合にする ことができます。更正の請求は、初めに申 告した税額よりも実際の分割に基づく税額 が少ない場合に、分割のあったことを知っ た日の翌日から4か月以内にすることがで きます。

3 小規模宅地等の課税価格の特例及び配 偶者の税額軽減の特例を受ける場合

当初の申告時には、これらの特例の適用 を受けることはできませんが、相続税の申 告書に「申告期限後3年以内の分割見込書 | を添付して提出しておき、相続税の申告期 限から3年以内に分割した場合には、特例 の適用を受けることができます。この場合、 分割が行われた日から4か月を経過する日 までに「更正の請求 | を行うことができま

させるという おける野が と考えられるため消費税では課 ける野球 仕入れとなりま の契約に基づくシーで約席料は、主催者と予 ブ 料野は球 るとともに、 ズン予約 ることを いう役務の提 観戦を目 の 野球 者 なシーズで付され 者と予約 野的 T球を観戦配とした席 á 供のを ・ズン シー ハン予)対価 者の n

現実に役務の提供を受ける日(知現実に役務の提供を受ける日(知があったとしても差し支えあいがあった日とよいので、接待等のあった日とよいので、接待等のあった日とよいので、接待等のあったとしてもだけるのあったとしても差しません。 また、課税仕入れの時物品切手には該当しませ 整理券と考えるの 課税仕入れの が妥当であ (連する行) った日と 脱仕入. はできな 時 期 骨等 は れ為

海外不動産の売却益に対する 課税関係

日本の居住者は、原則として国内で生じ た所得及び国外で生じた所得のいずれにつ いても、日本で課税されます。そのため、 日本の居住者が海外の不動産を売却したこ とにより得た譲渡益に対しても、国内にあ る不動産を売却した場合と同様に、課税さ れることとなります。

国内で生じた所得及び国外で生じた所得 のいずれについても日本で課税されますが、 国外所得について外国の法令で所得税に相 当するものが課税される場合、日本と外国 の双方で二重に所得税が課税されることと なります。この国際的な二重課税を調整す るために、一定額を所得税額から差し引く ことができます(外国税額控除)。

なお、外国税額控除を受けるためには、 確定申告の際に一定の書類を添付する必要 があります。